平成２６年（再イ）第１７号

兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番26―303号

再生債務者　尾形　　貢

1　決議に付する再生計画案　平成26年８月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年９月12日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月12日まで

平成26年８月22日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２６年（再イ）第８号

福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈244番地232

再生債務者　松本こずえ

1　決議に付する再生計画案　平成26年８月11日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年９月12日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月12日まで

平成26年８月22日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２６年（再イ）第２５号

広島市西区小河内町２丁目20番５―901号

再生債務者　吉川　百合

1　決議に付する再生計画案　平成26年８月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年９月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月18日まで

平成26年８月21日

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第８号

鹿児島市上荒田町34番１―702号

再生債務者　渕脇　　修

1　決議に付する再生計画案　平成26年７月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年９月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月18日まで

平成26年８月21日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２５年（再イ）第３８号

新潟市中央区沼垂西２丁目６番21号

再生債務者　小泉　雄一

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成26年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。

平成26年８月22日　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第２７号

福岡県久留米市上津２丁目20番２―201号

再生債務者　濱砂　栄治

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成26年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成26年８月22日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第３０号

東京都武蔵村山市残堀１―81―16

再生債務者　徳重　政彦

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年８月21日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２０号

静岡県富士市厚原1859番地の35

再生債務者　齊藤　　聡

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成26年８月21日

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２５年（再イ）第２１号

静岡県富士市厚原1859番地の35

再生債務者　齊藤千恵美

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成26年８月21日

静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号

兵庫県尼崎市額田町18番９号

再生債務者　金城　俊之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月10日まで

平成26年８月20日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再ロ）第１号

秋田市飯島字大袋202番地19

再生債務者　淡路　孝好

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月11日まで

平成26年８月21日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第５４号

大阪府東大阪市善根寺町６丁目８番８号

再生債務者　松尾　義巳

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月18日まで

平成26年８月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第７号

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前18番地19　グリーンスクエア大山崎602

再生債務者　藤岡　幸隆

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月22日まで

平成26年８月21日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１４年（再ロ）第１６号

千葉県市原市八幡石塚２丁目14番地の12

再生債務者　上田　浩子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成14年７月５日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成26年８月20日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

国家公務員共済組合連合会定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会定款（昭和三十三年六月三十日制定）の一部を次のように変更する。

平成二十六年七月一日

国家公務員共済組合連合会

理事長　尾原　榮夫

第三十三条の表を次のように改める。

期間	率
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の八十四・六二
平成二十七年九月の月分	千分の八十六・三九

附　則

1　この変更は、平成二十六年九月一日から施行する。

2　変更後の第三十三条の規定は、平成二十六年九月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月分前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。